

## 資格認定細則

- 1 資格認定制度規程第3条に基づく資格認定は、本細則の定めるところによる。
- 2 認定心理士の資格認定の条件は次の各号を満たすものとする。
  - (1) 16歳以降通算2年以上日本国に滞在した経験を有する者。
  - (2) 学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻または心理学関連専攻の学科において、別表1に掲げる領域の科目を履修し、必要単位を修得したものの。
  - (3) 四年制大学または大学院を卒業または修了した者及び、それと同等以上の学力を有すると認められた者。

上記の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができる。
- 3 第2条の規定にかかわらず、連続して5年以上この法人に正会員として在籍し、本務校において心理学関連科目を担当する大学等(四年制大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)の教員は、所定の様式によってこれらの事項を認定委員会へ届けることにより、資格審査を受け、資格認定を受けることができる。
- 4 第2条(2)に定める科目取得の認定にあたっては次の各号による。
  - (1) 別表1の科目名称例を参照しながらも、それぞれの大学ないし学科の実情に応じ、名称に捉われないで当該内容が含まれるか、担当教員が心理学を専門とする者か否かによって判定する。合計は36単位以上とする。
  - (2) 心理学概論は、一般教育や教職教養における科目をもって充当することもできる。
  - (3) 複数領域にまたがる科目は、いずれかひとつの領域に該当させることもできる。
  - (4) 基礎科目のa領域は4単位以上、b,c領域の合計が8単位以上でそのうちc領域が4単位以上となること。また、c領域において、最低2単位は基礎実験科目を含むこと。
  - (5) 選択科目d~hの5領域のうち4領域以上で、各領域で基本主題を含む2単位以上、合計16単位以上を満たしていること。
  - (6) 残り8単位はa~hの任意の科目または「その他の科目」(i)で充当すること。
  - (7) 卒業論文は、卒業論文を単位として授与する機関に限り、その機関で授与している単位数のうち、最大4単位までを認定のための単位としてその他の科目iの単位として充当できるものとする。
- 5 認定心理士(心理調査)の資格認定の条件は、認定心理士の資格認定を受けた上で、別表2の条件を満たしていることとする。

- 6 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

- 1 本細則は1994年9月20日より施行する。
- 2 本細則の改正は、1997年9月16日より施行する。
- 3 本細則の改正は、1999年9月4日より施行する。
- 4 本細則の改正は、2002年4月1日より施行する。
- 5 本細則の改正は、2007年4月1日より施行する。なお、2012年3月までは、1999年9月4日施行の規則による申請も可とする。
- 6 第3条に該当する場合の審査料は無料とし、認定料は30,000円とする。
- 7 本細則は、2007年4月1日施行の社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則を改正したものである。
- 8 本細則の改正は、2010年6月20日より施行する。
- 9 本細則は、2011年4月1日より施行する。
- 10 本細則は、2014年4月1日より施行する。なお、2019年3月31日までは、2007年4月1日施行の規則による申請も可とする。
- 11 本細則は、2014年4月1日施行の認定心理士認定資格細則を改正したものである。
- 12 本細則の改正は、2016年3月22日より施行する。
- 13 本細則の改正は、2020年9月12日より施行する。
- 14 本細則の改正は、2025年3月9日開催の理事会の承認を得て、2027年4月1日より施行する。なお、2031年3月31日までは、2014年4月1日施行の規則による申請も可とする。
- 15 本細則の改正は、2026年3月26日開催の理事会の承認を得て、2027年4月1日より施行する。なお、2031年3月31日までは、2014年4月1日施行の規則による申請も可とする。

## 認定心理士認定資格細則別表 1

認定心理士の資格認定を受けるためには、修得単位に関する基礎資格として、下記のような領域の科目の修得が必要とされる。

「基礎科目」は a 領域 4 単位以上、b, c 領域の合計 8 単位以上で、うち 4 単位以上が c 領域であること。また、c 領域において、最低 2 単位は基礎実験科目を含むこと。c 領域全体で、実験的方法で知覚や認知、社会など基礎的な内容の課題を 4 つ以上含む計 6 課題以上。各課題について標準的レポートを作成していること。「選択科目」は d, e, f, g, h の 5 領域中 4 領域以上で各領域 2 単位以上(「基本主題」に属する単位を含む)、かつ、5 領域の小計が 16 単位以上であること、これに「その他の科目」(i)の単位を加えて総計 36 単位以上であることが必要とされる。「卒業論文」は、最大 4 単位までが「その他の科目」(i)の領域の単位として認められる。

副次主題の科目は、認定単位を開講科目の半数とする。

### 1) 基礎科目

#### a. 心理学概論

心理学を構成する主な領域に関し、均衡のとれた基礎知識を備えるための科目。

#### b. 心理学研究法

心理学における実証的研究方法の基礎知識を備えるための科目

#### c. 心理学実験・実習

心理学における実験的研究の基礎を修得するための、心理学基礎実験・実習の科目

### 2) 選択科目

#### d. 知覚心理学・学習心理学

知覚心理学または学習心理学の分野に関連する科目

#### e. 生理心理学・比較心理学

生理心理学または比較心理学の分野に関連する科目

#### f. 教育心理学・発達心理学

教育心理学または発達心理学の分野に関連する科目

#### g. 臨床心理学・人格心理学

臨床心理学または人格心理学の分野に関連する科目

#### h. 社会心理学・産業心理学

社会心理学または産業心理学の分野に関連する科目

### 3) その他の科目

**i. 心理学関連科目, 卒業論文・卒業研究**

「基礎科目」・「選択科目」である上記 a から h の複数の領域にかかわる心理学関連科目  
および「卒業論文」・「卒業研究」

## 認定心理士認定資格細則別表 2

認定心理士(心理調査)の資格認定を受けるためには、修得単位に関する基礎資格として認定心理士資格の条件を満たした上で、下記の心理調査関連科目の修得が必要とされる。(認定心理士資格申請科目との重複を認める。)

副次主題の科目は、認定単位を開講科目の半数とする。

### 1 概論 心理調査概論・心理調査法

(2 単位以上)

心理調査を構成する主な領域に関し均衡の取れた、基礎知識を習得するための科目。

### 2 統計 心理学統計

(2 単位以上)

基礎統計学、推測統計学、多変量解析など心理学に用いる統計に関する講義科目(一部に計算の実習・演習などを含むことは差し支えない)

### 3 実践 発展／展開研究(実習)

(6 単位以上 ※ただし、追加申請の場合、卒業論文または修士論文 4 単位のみで申請可能) 調査・実験・観察・面接・尺度構成・検査などの方法を用いて、自ら計画し、データの採取、処理、解析を行い、報告を行う実習等。

各課題について目的、方法、結果、考察を含む報告がなされていることが必要。